平成２８年（フ）第１６号
岩手県花巻市東和町安俵３区26番地
債務者　菅原　　亮
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第１８号
岩手県北上市藤沢17地割295番地　ＷＩＮＳ北上社員寮308号、旧住所岩手県北上市町分２地割311番地１　エバーグリーン　Ｃ棟201号室
債務者　豊田　正樹
1　決定年月日時　平成28年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第３４号
山梨県甲府市新田町４番30号
債務者　荻野真奈美
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６号
岐阜県可児市土田1355番地19
債務者　兼松　幸代
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第２５号
北海道苫小牧市字勇払132番地　公住５―106号
債務者　岸本　典子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１０号
三重県名張市平尾3249番地１　ラーバンハイム113号
債務者　丸山　敦史
1　決定年月日時　平成28年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第１１号
三重県伊賀市寺田851番地の１　Ｔ12―２、前住所三重県伊賀市寺田24番地の１
債務者　中井　啓子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第２号
滋賀県彦根市平田町60番地１（１―102号）、前住所滋賀県彦根市西沼波町335番地６
債務者　飯田　智章
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１７号
滋賀県東近江市宮荘町612番地15
債務者　須田　文英
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１８号
滋賀県東近江市宮荘町612番地15
債務者　須田　祐子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第４８７６号
大阪府茨木市平田２丁目17番１号　フィールドヴィレッジⅡＡ棟　101号
債務者　上杉　　潤
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３４６号
大阪府東大阪市東鴻池町４丁目４番20―705号、前住所大阪府大東市北条２丁目２番６号
債務者　平松　永吾
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５号
大阪市城東区東中浜２丁目11番19号　アネックスエイコー206号
債務者　瀧　　敏久
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３１号
大阪府高槻市津之江町１丁目70番５号
債務者　平田　政則
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４５号
大阪市平野区加美北９丁目５番38号401
債務者　渡邊　　聡
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５５号
大阪市此花区春日出南１丁目２番18号703号
債務者　**廣**田　英二
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９４８号
大阪市淀川区東三国３丁目９番３―314号
債務者　樋口　賢治
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部